

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方

申告する所得及び控除は前年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の1年間の分です。

◎静岡市ホームページの「申告書作成システム」により、ご自宅のパソコン等を利用して申告書の作成ができます。



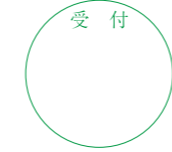
申告書作成システム▶

## 記載例

## 令和6年度 市民税・県民税申告書

(宛先) 静岡市長

令和6年 3月11日



代理人氏名(名称)	
住所 続柄(所在地)	
電話	-
※静岡市処理欄(記入しないでください。)	
月更正 F 済	
処理日 年 月 日	
月 期より	
担当	

1月1日現在の住所	静岡市葵区追手町5番1号		
現住所	同上	個人番号	9,999,999,999,999
フリガナ	シズ オカ イチ ロウ	生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平・令 36年 6月 11日
氏名	静岡市郎	職業	
		屋号	
		電話	054-254-2111

区分	収入金額	必要経費	専従者控除額等	所得金額
事業 営業等	円	円	円	円
事業 農業	4,321,000	1,234,500	500,000	2,586,500
不動産	円	円	円	円
利子	円	円	円	円
配当	円	円	円	円
給与	700,000	区分2 100,000	特定支出	50,000
公的年金等	876,540	※の金額は「申告の手引き」を参照してください。	※公的年金等の所得	(雑合計)
雑業務	円	円	業務に係る雑所得	276,540
その他	円	円	その他雑所得	円
総合譲渡・一時	円	円	特別控除後の金額	円
合計	上記の各所得金額の合計			2,913,040

分離課税の短期譲渡、長期譲渡、株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引、山林、退職等の所得	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
円	円	円	円	円	円

種類	支払保険料	種類	支払保険料	種類	支払保険料	控除額
社会保険料控除	国民健康保険 234,000	国民年金 163,370	介護保険			410,870
源泉徴収分	13,500	後期高齢医療				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に係る契約に基づく掛金					
生命保険料控除	新生命保険 180,000	新個人年金 120,000	介護医療保険 80,000			70,000
旧生命保険		旧個人年金				
地震保険料控除	地震保険 24,000	旧長期損害保険 18,000				22,000
本人該当控除	2 寡婦 … 26万円	1 ひとり親 … 30万円	5 勤労学生 … 26万円			0,000
(死別・離別・不明・未帰還)			(学校名)			
障害者控除	氏名 静岡清市 等級 2級 同居 別居	氏名 同居 別居	控除額	普通障害者 …… 26万円 特別障害者 …… 30万円 (同居特別障害者は23万円加算)		530,000
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名 静岡花子 生年月日 明・大・ <b>昭</b> ・平 42・8・3 同居 別居	個人番号 8888888888888	配偶者の合計所得金額	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)		330,000
※配偶者控除と配偶者特別控除を重複して受けることはできません。						0,000
控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族※「別居」の場合は裏面記入	氏名 静岡清市父 続柄 同居 別居 生年月日 明・大・ <b>昭</b> ・平・令 6・11・12 居住 同居 別居 控除額 45万円	個人番号 7777777777777	控除内訳	扶養親族1人につき…33万円 特定扶養親族 …… 45万円 老人扶養親族 …… 38万円 同居老親等 …… 45万円 16歳未満の扶養親族 …… 0円		780,000
静岡駿河子 明・大・ <b>昭</b> ・平 2・5・27 同居 別居 33万円		6666666666666				
静岡葵孫 明・大・ <b>昭</b> ・平 28・9・28 同居 別居 0万円		5555555555555				
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害資産名	損害金額	損害補てん額	差引損失額
医療費控除	医療を受けた人 静岡清市父	続柄	④支払医療費	234,500	⑤補てんされる金額	⑥差引負担額(④-⑤)
医療費控除の特例	※医療費控除と医療費控除の特例を重複して受けることはできません。					控除額は(⑥)円-1万2千円

基礎控除	所得から差し引かれる金額(所得控除)の合計
430,000	2,695,070

氏名	静岡二郎兄	続柄		生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平 33・11・15	専従者控除	個人番号
						500,000	4,444,444,444,444
給与所得及び公的年金等に係る所得以外の納税方法の選択							備考
給与所得者で、給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納税方法について、給与から差し引かれる方法を希望する人は「□特別徴収」、個人で納付する方法を希望する人は「□普通徴収」の□にレ点を付けてください。							<input type="checkbox"/> 特別徴収(給与から差引) <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収(自分で納付) 希望する□にレ点を付けてください。

扶養控除・16歳未満の扶養親族	あなたが、扶養親族を有する場合には、扶養控除(16歳未満を除く)が受けられます。扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族(事業専従者を除く)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。		
	一般扶養控除	控除額 33万円	あなたが扶養している方で下記以外の方
	特定扶養控除	控除額 45万円	平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方
	老人扶養控除	控除額 38万円	昭和29年1月1日以前に生まれた方
	同居老親等	控除額 45万円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者との同居を常況としている直系尊属の方
16歳未満の扶養親族			平成20年1月2日以降に生まれた方※扶養控除はありませんが、扶養親族の人数には算入します

雑損控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族で、前年の総所得金額等が48万円以下の方が、災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合、次のア、いずれか多い方の金額。 雑損控除額 = ア(損害金額(災害等関連支出の金額を含む) - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 0.1 イ(災害関連支出の金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 5万円
★証明書、領収書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの	

医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために病院や診療所等の医療費、介護保険制度に基づく指定介護老人福祉施設の施設サービスや居宅サービスの対価、医薬品の購入代、看護師や助産師等への支払い又は通院に要した費用などをあなたが支払った場合、以下の計算式で求めた金額。 医療費控除額(限度額200万円) = (前年中の医療費支払額 - 保険金等で補てんされる(見込)金額) - (総所得金額等 × 5% (1円未満の端数切り捨て)と)10万円とのいずれか少ない金額 ※「医療費控除の特例」との重複適用はできません。 ※介護保険制度に基づくサービスのうち、医療費控除の対象になる金額は、利用施設の領収書をご確認ください。 ★医療費の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの
-------	--

医療費控除の特例(セルフメディケーション)	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために購入した「スイッチOTC医薬品」をあなたが支払った場合以下の計算式で求めた金額。 医療費控除の特例額(限度額8万8千円) = (前年中に購入したスイッチOTC医薬品の総額 - 保険金等で補てんされる(見込)金額) - 1万2千円 ※「医療費控除」との重複適用はできません。 ※本控除を適用するにあたり、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、特定保健指導、がん検診のいずれか1つ)を行っている必要があります。 ★セルフメディケーション税制の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの
-----------------------	---

基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用されない

寄附金に関する事項(申告書裏面)	前年中に次に掲げる寄附金をあなたが支払った場合、それぞれの合計額。 ア. 都道府県、市町村又は特別区に対するもの(ふるさと納税等) ※5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、確定申告又は市民税・県民税の申告を行う方は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。確定申告等において、寄附金に関する事項を忘れずにご申告ください。 ※被災地の県や市町村へ直接寄附した場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに災害義援金として寄附した場合は、上記アに該当します。 イ. 静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対するもの ウ. 静岡県又は静岡市の条例により指定している団体等に対するもの(指定団体は静岡市ホームページ参照) ★寄附金受領証明書等
------------------	---

- 均等割、所得割どちらも課税されない方  
①生活保護法による生活扶助を受けている方  
②未成年者(平成18年1月3日以降生まれの未婚)、寡婦、ひとり親、障害者に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方  
③前年の合計所得金額が、次の金額以下の方  
(ア) 415,000円  
(イ) 同一生計配偶者、扶養親族がある場合 315,000円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 100,000円 + 189,000円
- 所得割が課税されない方(均等割は課税されます。)  
①所得控除の合計が、総所得金額等を上回る方  
②前年の総所得金額等が、次の金額以下の方  
(ア) 450,000円  
(イ) 同一生計配偶者、扶養親族がある場合 350,000円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 100,000円 + 320,000円

- 事業税について(申告書裏面)  
【事業税の非課税所得】  
①林業、鉱物の採掘、②社会保険診療報酬などの事業から生じる所得は課税されません。  
【損益通算の特例適用前の不動産所得】  
不動産所得の赤字の内、土地等の取得に要した負債の利子部分の金額を記入してください。  
【事業用資産の譲渡損失】  
機械装置、車両運搬具等の事業用資産(土地・建物等を除く)の使用を停止して1年以内の譲渡損失は、控除が受けられます。  
【被災事業用の資産の損失】  
事業所得から控除できない被災事業用資産の損失額は翌3年間に繰り越して控除できます。  
【令和5年開廃業年月日】  
令和5年中に開業又は廃業された方はその日付と開廃業の別を記入してください。  
【事業所等所在地】  
静岡県外に事業所がある方はその所在地を記入してください。  
\*個人の事業税は個人の行う特定の事業に対する都道府県が課税する税金です。詳しくは、静岡県静岡財務事務所(054-286-9161)へお問い合わせください。

お問い合わせ先	【葵区にお住まいの方】 市民税課 普通徴収第1係 電話(054)221-1041
	【駿河区にお住まいの方】 市民税課 普通徴収第2係 電話(054)221-1542
	【清水区にお住まいの方】 清水市税事務所 市民税係 電話(054)354-2072

※この右の欄は、記入しないでください。

# 1 所得金額について

事業所得	営業等	販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、画家や私塾など、農業以外の事業から生ずる所得。 ※家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 事業所得及び雑所得の計算上、必要経費について合計金額55万円に満たないときは、合計金額55万円を上限として必要経費に算入します。(給与所得がある場合は、給与所得控除を含めて55万円を上限とします)なお、この特例の適用の対象となるのは、家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行なうことを業務とする者で、事業所得又は雑所得を有する者です。	★収支内訳書等
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜などの飼育や酪農品の生産などによる事業から生ずる所得。	

不動産所得	土地・建物などを賃貸することにより生ずる所得。(地代、家賃、貸間代、駐車料や権利金など)
-------	--

利子所得	預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託の収益の分配に係る所得。 (所得税において源泉分離課税の対象となる利子等については、申告する必要はありません)
------	---

配当所得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、出資に対する剰余金の分配、基金利息並びに投資信託(公社債投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配に係る所得。※申告書裏面の「配当所得に関する事項」の欄にも記入してください。
------	---

給与所得	俸給、給与、賞与などの所得。日雇いなどで給与の明細のない方は、申告書裏面の「給与支払証明書」に事業所で証明を受けるか、月別表を利用して年収を算出してください。給与所得の求め方は下記の表、所得金額調整控除の求め方は下記の項目を参照してください。	★源泉徴収票等																															
	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">給与所得の速算表</th> </tr> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> <tr> <td>550,999円まで</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 算出金額：A 「A×2.4 + 100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額</td> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>「A×2.8 - 80,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>「A×3.2 - 440,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>「収入金額×0.9 - 1,100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> <td>8,500,000円以上</td> <td>「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額</td> </tr> </table>	給与所得の速算表				給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 算出金額：A 「A×2.4 + 100,000円」で求めた金額	551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円～3,599,999円	「A×2.8 - 80,000円」で求めた金額	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	「A×3.2 - 440,000円」で求めた金額	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	「収入金額×0.9 - 1,100,000円」で求めた金額	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円			1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円以上	「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額
給与所得の速算表																																	
給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																														
550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 算出金額：A 「A×2.4 + 100,000円」で求めた金額																														
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円～3,599,999円	「A×2.8 - 80,000円」で求めた金額																														
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	「A×3.2 - 440,000円」で求めた金額																														
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	「収入金額×0.9 - 1,100,000円」で求めた金額																														
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																																
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円以上	「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額																														

雑所得	公的年金等	年金、恩給などの所得。公的年金等に係る雑所得の求め方は下記の表を参照してください。	★源泉徴収票等
	業務その他	原稿料、講演料又はネットオークションなどの個人取引や食料品の配達などの副収入による所得。 生命保険の年金(個人年金)、互助年金など公的年金等や業務に係る雑所得以外の所得。	★収入・経費がわかる資料(支払調書、個人年金支払通知書等)

総合譲渡所得及び一時所得については、各担当係におたずねください。
----------------------------------

分離短期譲渡、分離長期譲渡、株式譲渡、分離課税の上場株式等の配当等、先物取引、山林、退職等の所得については各担当係におたずねください。
---

所得金額調整控除	①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から、下記計算方式で計算した金額を控除します。※1円未満の端数切り上げ ア、本人が特別障害者に該当するもの イ、年齢23歳未満の扶養親族を有するもの ウ、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(※)－850万円)×10% (※)1,000万円を超える場合は、1,000万円 ②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から下記計算方式で計算した金額を控除します。 所得金額調整控除＝(給与所得(※)＋公的年金等に係る雑所得(※))－10万円 (※)10万円を超える場合は10万円 ①に該当する場合、区分欄：1、②に該当する場合、区分欄：2、①・②両方に該当する場合、区分欄：3と記入します。
----------	--

専従者控除	あなたと生計を一にする配偶者又は15歳以上の(平成21年1月1日以前に生まれた)親族で、その年を通じて6月を超える期間あなたの事業に専ら従事していた方について、次の額を控除することができます。 ア、配偶者の場合は86万円、その他1人について50万円 イ、(事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(専従者数＋1) ※アとイのうち、いずれか少ない金額を控除額とします。
-------	--

社会保険料控除	前年中にあなたが給与等から差し引かれた社会保険料又はあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療制度の保険料をあなたが支払った場合、その合計額。 ※控除の対象となる社会保険料は、本人が支払ったものに限られますので、生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料等は、その親族自身の社会保険料控除の対象となります。 ★支払額のわかる資料、源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
---------	---

小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度の掛金をあなたが支払った場合、その合計額。 ★支払額のわかる資料、源泉徴収票
--------------	--

# 2 所得から差し引かれる金額について

★は必要なもの
---------

生命保険料控除	<p>前年中に受取人があなたやあなたの配偶者や親族となっている生命保険契約等、個人年金保険契約等及び介護医療保険契約等に基づく生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をあなたが支払った場合、下記の表の契約区分により、それぞれの計算式に基づき算出した金額。(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します)</p> <table border="1"> <tr> <th>契約区分</th> <th>旧契約</th> <th>新契約</th> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>平成23年12月31日以前</td> <td>平成24年1月1日以降</td> </tr> <tr> <td>一般の生命保険料</td> <td>旧生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>旧個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>—</td> <td>介護医療保険料</td> </tr> </table> <p>控除限度額〈70,000円〉</p> <table border="1"> <tr> <td>[新契約]</td> <td> <math display="block">\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{介護医療保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)</math> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>[旧契約]</td> <td> <math display="block">\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)</math> </td> <td>※1※2 新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、2.8万円を限度とします。</td> </tr> </table> <p>※1 ※2</p> <table border="1"> <tr> <th>新契約</th> <th>支払金額(A)</th> <th>控除額 ※1円未満の端数切り上げ</th> <th>旧契約</th> <th>支払金額(B)</th> <th>控除額 ※1円未満の端数切り上げ</th> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>12,000円以下</td> <td>(A)の全額</td> <td rowspan="4"></td> <td>15,000円以下</td> <td>(B)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>(A)×0.5 + 6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>(B)×0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>(A)×0.25 + 14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>(B)×0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </table> <p>★支払額証明書(控除証明書)</p>	契約区分	旧契約	新契約	契約締結日	平成23年12月31日以前	平成24年1月1日以降	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	介護医療保険料	—	介護医療保険料	[新契約]	$\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{介護医療保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)$		[旧契約]	$\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)$	※1※2 新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、2.8万円を限度とします。	新契約	支払金額(A)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ	旧契約	支払金額(B)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ		12,000円以下	(A)の全額		15,000円以下	(B)の全額	12,001円～32,000円	(A)×0.5 + 6,000円	15,001円～40,000円	(B)×0.5 + 7,500円	32,001円～56,000円	(A)×0.25 + 14,000円	40,001円～70,000円	(B)×0.25 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円
契約区分	旧契約	新契約																																												
契約締結日	平成23年12月31日以前	平成24年1月1日以降																																												
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料																																												
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料																																												
介護医療保険料	—	介護医療保険料																																												
[新契約]	$\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{介護医療保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)$																																													
[旧契約]	$\left( \frac{\text{一般の生命保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)$	※1※2 新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、2.8万円を限度とします。																																												
新契約	支払金額(A)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ	旧契約	支払金額(B)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ																																									
	12,000円以下	(A)の全額		15,000円以下	(B)の全額																																									
	12,001円～32,000円	(A)×0.5 + 6,000円		15,001円～40,000円	(B)×0.5 + 7,500円																																									
	32,001円～56,000円	(A)×0.25 + 14,000円		40,001円～70,000円	(B)×0.25 + 17,500円																																									
	56,001円以上	一律 28,000円		70,001円以上	一律 35,000円																																									

地震保険料控除	<p>前年中に一定の地震保険契約及び平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に基づく保険料をあなたが支払った場合、それぞれの計算式に基づき算出した金額。(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します) ※ある一つの保険契約がいずれにも該当する場合、いずれか一つの契約のみに該当するものとして計算します。</p> $\text{地震保険料控除額} = \left( \frac{\text{地震保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right) + \left( \frac{\text{旧長期損害保険料支払額から算出した金額}}{\text{円}} \right)$ <p>◎地震保険契約に係るもの ◎長期損害保険契約に係るもの(満期返戻金があり保険期間10年以上のもの)</p> <table border="1"> <tr> <th>支払金額(A)</th> <th>控除額 ※1円未満の端数切り上げ</th> <th>支払金額(B)</th> <th>控除額 ※1円未満の端数切り上げ</th> </tr> <tr> <td>全額</td> <td>(A)×0.5 (上限25,000円)</td> <td>5,000円以下</td> <td>(B)の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>(B)×0.5+ 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> </table> <p>★支払額証明書(控除証明書)</p>	支払金額(A)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ	支払金額(B)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ	全額	(A)×0.5 (上限25,000円)	5,000円以下	(B)の全額			5,001円～15,000円	(B)×0.5+ 2,500円			15,001円以上	一律 10,000円
支払金額(A)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ	支払金額(B)	控除額 ※1円未満の端数切り上げ														
全額	(A)×0.5 (上限25,000円)	5,000円以下	(B)の全額														
		5,001円～15,000円	(B)×0.5+ 2,500円														
		15,001円以上	一律 10,000円														

本人該当除	<p>あなた自身が該当する場合、適用されます。</p> <table border="1"> <tr> <th>寡婦</th> <th>控除額 26万円</th> <th>次に掲げる要件に当てはまる者で、ひとり親に該当しない方 (1)夫と離婚後婚姻をしていない者で(子以外の)扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない (2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない</th> </tr> <tr> <th>ひとり親</th> <th>控除額 30万円</th> <th>婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない方</th> </tr> <tr> <th>勤労学生</th> <th>控除額 26万円</th> <th>大学、高等学校の学生又は生徒で、前年の合計所得金額が75万円以下(自己の勤労によらない所得が10万円以下)の方 ★学生証又は学校等から交付される在学証明書</th> </tr> </table>	寡婦	控除額 26万円	次に掲げる要件に当てはまる者で、ひとり親に該当しない方 (1)夫と離婚後婚姻をしていない者で(子以外の)扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない (2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない	ひとり親	控除額 30万円	婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない方	勤労学生	控除額 26万円	大学、高等学校の学生又は生徒で、前年の合計所得金額が75万円以下(自己の勤労によらない所得が10万円以下)の方 ★学生証又は学校等から交付される在学証明書
寡婦	控除額 26万円	次に掲げる要件に当てはまる者で、ひとり親に該当しない方 (1)夫と離婚後婚姻をしていない者で(子以外の)扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない (2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない								
ひとり親	控除額 30万円	婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいない方								
勤労学生	控除額 26万円	大学、高等学校の学生又は生徒で、前年の合計所得金額が75万円以下(自己の勤労によらない所得が10万円以下)の方 ★学生証又は学校等から交付される在学証明書								

障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者又は扶養親族として申告している方が障害者である場合、適用されます。</p> <table border="1"> <tr> <th>障害者</th> <th>控除額 26万円</th> <th>身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等</th> </tr> <tr> <th>特別障害者</th> <th>控除額 30万円</th> <th>障害者のうち、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の知的障害者の方等</th> </tr> <tr> <th>同居特別障害者</th> <th>控除額 53万円</th> <th>特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている方</th> </tr> </table> <p>★障害者手帳又は証明書</p>	障害者	控除額 26万円	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等	特別障害者	控除額 30万円	障害者のうち、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の知的障害者の方等	同居特別障害者	控除額 53万円	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている方
障害者	控除額 26万円	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等								
特別障害者	控除額 30万円	障害者のうち、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の知的障害者の方等								
同居特別障害者	控除額 53万円	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている方								

配偶者控除・配偶者特別控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者がおり、次に掲げる要件を満たす場合、あなたとあなたの配偶者のそれぞれの前年の合計所得金額に応じて一定の控除が受けられます。 (1)あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であること (2)配偶者が、次の要件すべてに当てはまること ア、民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません) イ、控除を受けると生計を一にしていること ウ、事業専従者(青色・白色)でないこと エ、他の人の扶養親族となっていないこと</p> <p>◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 ※老人控除対象配偶者は昭和29年1月1日以前に生まれた方</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">あなたと配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="10">配偶者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配偶者控除</th> <th colspan="8">配偶者特別控除</th> </tr> <tr> <th>～48万円</th> <th>～100万円</th> <th>～105万円</th> <th>～110万円</th> <th>～115万円</th> <th>～120万円</th> <th>～125万円</th> <th>～130万円</th> <th>～133万円</th> <th>133万円超</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>老人※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～900万円</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td rowspan="3">適用されない</td> </tr> <tr> <td>～950万円</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>22万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>～1000万円</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> <td>11万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超</td> <td colspan="10">適用されない</td> </tr> </table> <p>あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で前年の合計所得金額が48万円以下の方を「同一生計配偶者」といいます。あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超であり、配偶者控除が受けられない場合で、同一生計配偶者がいる場合は、氏名、生年月日等を記入し「<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者」の<input type="checkbox"/>にレ点をつけてください。</p>	あなたと配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額										配偶者控除		配偶者特別控除								～48万円	～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円	133万円超	一般	老人※										～900万円	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	適用されない	～950万円	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	～1000万円	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	1000万円超	適用されない									
あなたと配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額																																																																																							
	配偶者控除		配偶者特別控除																																																																																					
	～48万円	～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円	133万円超																																																																														
一般	老人※																																																																																							
～900万円	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	適用されない																																																																													
～950万円	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円																																																																														
～1000万円	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円																																																																														
1000万円超	適用されない																																																																																							